

新潟県労働審議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

新潟県知事 花 角 英 世

新潟県規則第37号

新潟県労働審議会規則の一部を改正する規則

新潟県労働審議会規則（昭和29年新潟県規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(庶務) 第8条 審議会の庶務は、 <u>産業労働部しごと定住促進課</u> において行う。	(庶務) 第8条 審議会の庶務は、 <u>産業労働部労政雇用課</u> において行う。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。